



国自旅第82号の2
平成28年7月1日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長



地域公共交通確保維持改善事業費補助金によるノンステップバスの導入等について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（以下「バリアフリー法」という。）においては、高齢者、障害者等の移動上及び施設利用上の利便性及び安全性向上の促進を図る目的から、公共交通事業者等が旅客施設の整備又は車両等を事業の用に供するときは、バリアフリー法第8条第1項の規定に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）」（以下「構造設備基準」という。）等に定める基準に適合させなければならないとされており、バスターミナルの整備やノンステップバスの構造等もこれに沿ったものとなっている。

このうちノンステップバスについては、バリアフリー法第3条第1項の規定に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）」（以下、「基本方針」という。）等において、平成32年度までに対象車両の約70%をノンステップバスとすることが目標として掲げられており、このため、地域公共交通確保維持改善事業としての車両減価償却費等国庫補助金及びバリアフリー化設備等整備事業（以下、「本件補助金」という。）による補助等を実施して、その導入を促進してきているところである。

今般、会計検査院により、本件補助金のいずれか又は両方の交付を受けたバス事業業者（以下「補助事業者」という。）を対象として、ノンステップバス等の導入状況やバスターミナルの移動等円滑化状況等に関する検査が行われ、所要の改善を必要とする旨の意見表示が示されたところである。

このため、今般、別添のとおり、各地方運輸局自動車交通部長、北陸信越運輸局交通政策部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知徹底されたい。



(別添)

記

1. ノンステップバスの導入促進について

補助事業者は、基本方針等に定める「平成32年度までに対象車両（約5万台）の約70%（約3万5千台）をノンステップバスとする」という目標の達成に向け、平成32年度において自らが保有する対象車両全体に占めるノンステップバスの割合についての目標を設定するとともに、バスの更新計画等に基づきノンステップバスの導入が予定される場合には、併せて各年度において自らが保有する対象車両全体に占めるノンステップバスの割合についての目標も設定することとする。

2. バスターミナルにおける移動等円滑化の促進について

補助事業者は、自らが運営・整備し、かつ、ノンステップバスの発着が行われるバスターミナルにあっては、ノンステップバスの特性が十分に發揮され、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に移動することができるよう、その運営について様々な工夫をしたり、当該バスターミナルが構造設備基準を満たすよう整備をしたりするなど、利用のための取組を更に進めることとする。

なお、ノンステップバスの発着が行われるバスターミナルが、補助事業者以外の事業者により運営・整備されている場合は、当該バスターミナルの運営事業者に対して、様々な工夫により、その移動等円滑化を更に進めたり、構造設備基準を満たすため整備したりするよう、積極的に働きかけることとする。

3. ノンステップバスの運行に関する適切な情報提供について

補助事業者は、高齢者や障害者等に対し、ノンステップバスを利用するため必要な情報について、接しやすく、利用しやすいよう、適切な手段を用いてより分かりやすく提供することとする。

4. ノンステップバスの運行に係る乗務員教育の徹底について

補助事業者は、ノンステップバスを運行するにあたり、高齢者、障害者等が安全かつ安心して乗降車ができ、さらに走行中も安全な状態を保つことができるよう、改めて、配慮すべき必要な操作・対応等について、対応マニュアルを整備又は更新して社内に周知するとともに、職員等に対する計画的な研修の実施及び研修内容の充実を図ることとする。

なお、ノンステップバスに乗務する、あるいは乗務することが可能な職員等に対しては、特に研修の実施を徹底することとする。

5. 生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画の策定に係る議論の充実について

当該計画を策定するにあたっては、要綱第2条第1項第1号に定める協議会において十分な議論を経ることは当然であることから、その開催方法は、原則として、関係者全員の出席（協議会の決定に基づき、一定数以上の出席があれば、同協議会を有効とする旨の規定がある場合は除く。）による対面方式とする。ただし、協議事項のうち軽微な事項であるとして同協議会が定めたものについては、この限りではない。